

平成24年

第3回市議会定例会 議案第18号

公有水面埋立てについて

公有水面埋立法第3条第1項の規定により、公有水面埋立てに関し、北海道知事高橋はるみから別添のとおり意見を求められたが、これに同意したいので議会の議決を求める。

平成24年9月4日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

(根拠規定)

公有水面埋立法第3条第4項

砂防第17-3号

平成24年8月10日

函館市長 様

北海道知事 高橋 はるみ

公有水面埋立ての免許の出願について（照会）

平成24年4月9日付けで北海道から出願のあったこのことについて、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、貴職の意見を求めます。

なお、意見書については、平成24年12月7日までに提出してください。

(建設部土木局砂防災害課事業管理グループ)

公有水面埋立免許願書

平成24年4月9日

北海道知事 高橋はるみ 殿

出願者 北海道
出願者の住所 札幌市中央区北3条西6丁目
出願者の代表者 北海道知事 高橋はるみ
代表者の住所 札幌市中央区北1条西16丁目



公有水面埋立法第2条第1項の公有水面埋立ての免許を受けたいので、下記のとおり出願します。

記

1. 埋立区域

(1) 位置

函館市古武井町144番1、144番2、144番3、148番1、148番6、155番1、155番2、155番3及び156番1地先の公有水面

(2) 区域

区域1 次のU1の地点からU15の地点までを順次に結んだ線及びU1の地点とU15の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

U1の地点～2級基準点H19-1-2-1(北緯41°47'19"7368 東経141°7'22"5876 X=-245249.079 Y=+72555.531)から方向角88°09'34"の方向247.188mの地点

U2の地点～U1の地点から 方向角 72°15'33"の方向
8.66mの地点

U3の地点～U2の地点から 方向角 72°30'01"の方向
10.03mの地点

U4の地点～U3の地点から 方向角 70°14'07"の方向
9.86mの地点

U5の地点～U4の地点から	方向角 78° 16' 01" の方向 15. 93mの地点
U6の地点～U5の地点から	方向角 168° 03' 54" の方向 23. 42mの地点
U7の地点～U6の地点から	方向角 258° 04' 05" の方向 2. 99mの地点
U8の地点～U7の地点から	方向角 168° 02' 56" の方向 1. 42mの地点
U9の地点～U8の地点から	方向角 258° 03' 30" の方向 17. 50mの地点
U10の地点～U9の地点から	方向角 168° 03' 50" の方向 0. 93mの地点
U11の地点～U10の地点から	方向角 258° 03' 37" の方向 23. 83mの地点
U12の地点～U11の地点から	方向角 342° 15' 39" の方向 11. 98mの地点
U13の地点～U12の地点から	方向角 72° 10' 52" の方向 0. 50mの地点
U14の地点～U13の地点から	方向角 342° 11' 34" の方向 1. 50mの地点
U15の地点～U14の地点から	方向角 72° 16' 46" の方向 1. 80mの地点
U1の地点～U15の地点から	方向角 342° 16' 11" の方向 9. 05mの地点

区域2 次のU16の地点からU19の地点までを順次に結んだ線及びU16の地点とU19の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

U16の地点～2級基準点H19-1-2-1(北緯41°47'19"7368 東経141° 7'22"5876
X=-245249.079 Y=+72555.531)から方向角91°17'28"の方向
207.332mの地点

U17の地点～U16の地点から 方向角 73°00'09"の方向
10.30mの地点

U18の地点～U17の地点から 方向角163°00'23"の方向
2.20mの地点

U19の地点～U18の地点から 方向角253°00'09"の方向
10.30mの地点

U16の地点～U19の地点から 方向角343°00'23"の方向
2.20mの地点

(3) 埋立面積

埋立区域1 面積	1,077.30 m ²
埋立区域2 面積	22.66 m ²
合計	1,099.96 m ²

2. 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

函館市古武井町131番1、132番1、137番1、138番1、143番1、144番1、144番3、144番2、148番6
148番1、155番1、155番3、155番2、156番1、164番1、165番1、165番6及び165番2地先の公有水面
並びに165番3及び165番7地内

(2) 区域

次のS1の地点からS28の地点までを順次に結んだ線及びS1の地点と
S28の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

S1の地点～2級基準点H19-1-2-1(北緯 $41^{\circ}47'19''$ 7368 東経 $141^{\circ}7'22''$ 5876
X=-245249.079 Y=+72555.531)から方向角 $89^{\circ}51'30''$ の方向
121.391mの地点

S2の地点～S1の地点から	方向角 $82^{\circ}00'11''$ の方向 19.89mの地点
S3の地点～S2の地点から	方向角 $82^{\circ}18'46''$ の方向 19.69mの地点
S4の地点～S3の地点から	方向角 $79^{\circ}38'55''$ の方向 19.52mの地点
S5の地点～S4の地点から	方向角 $70^{\circ}29'29''$ の方向 19.62mの地点
S6の地点～S5の地点から	方向角 $72^{\circ}22'46''$ の方向 15.55mの地点
S7の地点～S6の地点から	方向角 $72^{\circ}22'45''$ の方向 16.07mの地点
S8の地点～S7の地点から	方向角 $72^{\circ}22'34''$ の方向 8.24mの地点
S9の地点～S8の地点から	方向角 $74^{\circ}31'15''$ の方向 20.42mの地点
S10の地点～S9の地点から	方向角 $74^{\circ}43'47''$ の方向 20.78mの地点
S11の地点～S10の地点から	方向角 $73^{\circ}51'02''$ の方向 19.00mの地点
S12の地点～S11の地点から	方向角 $89^{\circ}12'17''$ の方向 9.80mの地点
S13の地点～S12の地点から	方向角 $89^{\circ}20'26''$ の方向 13.29mの地点
S14の地点～S13の地点から	方向角 $89^{\circ}44'07''$ の方向 13.64mの地点

S15の地点～S14の地点から	方向角 89° 43' 49" の方向 6. 79mの地点
S16の地点～S15の地点から	方向角 162° 20' 39" の方向 69. 77mの地点
S17の地点～S16の地点から	方向角 250° 21' 43" の方向 28. 86mの地点
S18の地点～S17の地点から	方向角 273° 12' 15" の方向 20. 59mの地点
S19の地点～S18の地点から	方向角 264° 33' 05" の方向 63. 17mの地点
S20の地点～S19の地点から	方向角 332° 08' 35" の方向 7. 89mの地点
S21の地点～S20の地点から	方向角 347° 23' 35" の方向 23. 93mの地点
S22の地点～S21の地点から	方向角 253° 00' 04" の方向 32. 94mの地点
S23の地点～S22の地点から	方向角 256° 15' 32" の方向 7. 91mの地点
S24の地点～S23の地点から	方向角 345° 05' 47" の方向 14. 13mの地点
S25の地点～S24の地点から	方向角 255° 44' 07" の方向 13. 01mの地点
S26の地点～S25の地点から	方向角 256° 06' 48" の方向 19. 97mの地点
S27の地点～S26の地点から	方向角 257° 32' 47" の方向 19. 99mの地点
S28の地点～S27の地点から	方向角 258° 33' 04" の方向 19. 98mの地点
S1の地点～S28の地点から	方向角 348° 43' 27" の方向 21. 11mの地点

(3) 面積

施行区域 面積 10,727. 98 m²

3. 埋立地の用途

区域1 船揚場 区域2 階段

4. 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

護岸天端高	T.P.+2.6～6.1m
階段工天端高	T.P.-0.5～6.1m

(2) 護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の種類及び構造

船揚場護岸	L=66.11m	天端高	T.P.+2.10m～T.P.+6.10m
突堤	L=25.13m	天端高	T.P.+2.60m
斜路工	勾配	1/5.0	

堤体工の天端高は、水中コンクリートの施工性を考慮し、H.W.L=T.P.+0.6mとする。

階段工	L=12.10m	天端高	T.P.-0.50m～T.P.+6.10m
-----	----------	-----	-----------------------

(3) 埋立に関する工事の施工方法

本船揚場の施工は道路護岸の整備と並行して行われ、道路護岸の施工の際に発生する玉石を船揚場護岸の背後に埋立てる。また外郭施設及び船揚場先端止壁の施工が完了した後、これら全てが岩着施設であることから、船揚場先端止壁上に大型土嚢・シートを設置して水替を行う。船揚場の階段工は船置工等の完成後に先端止壁工で使用した大型土嚢の転用によ仮締切りを行い現場打ちコンクリートによる施工を行う。道路護岸基礎コンクリートの施工が完了してから船揚場側の水中コンクリート打設を行う。

階段工の施工は道路護岸の整備と並行して行ない、消波工に据え付ける異形ブロックの仮置きと網かごによる波除工を設け、静穏を保った上で、水中コンクリート、場所打ちコンクリートの打設を行う。

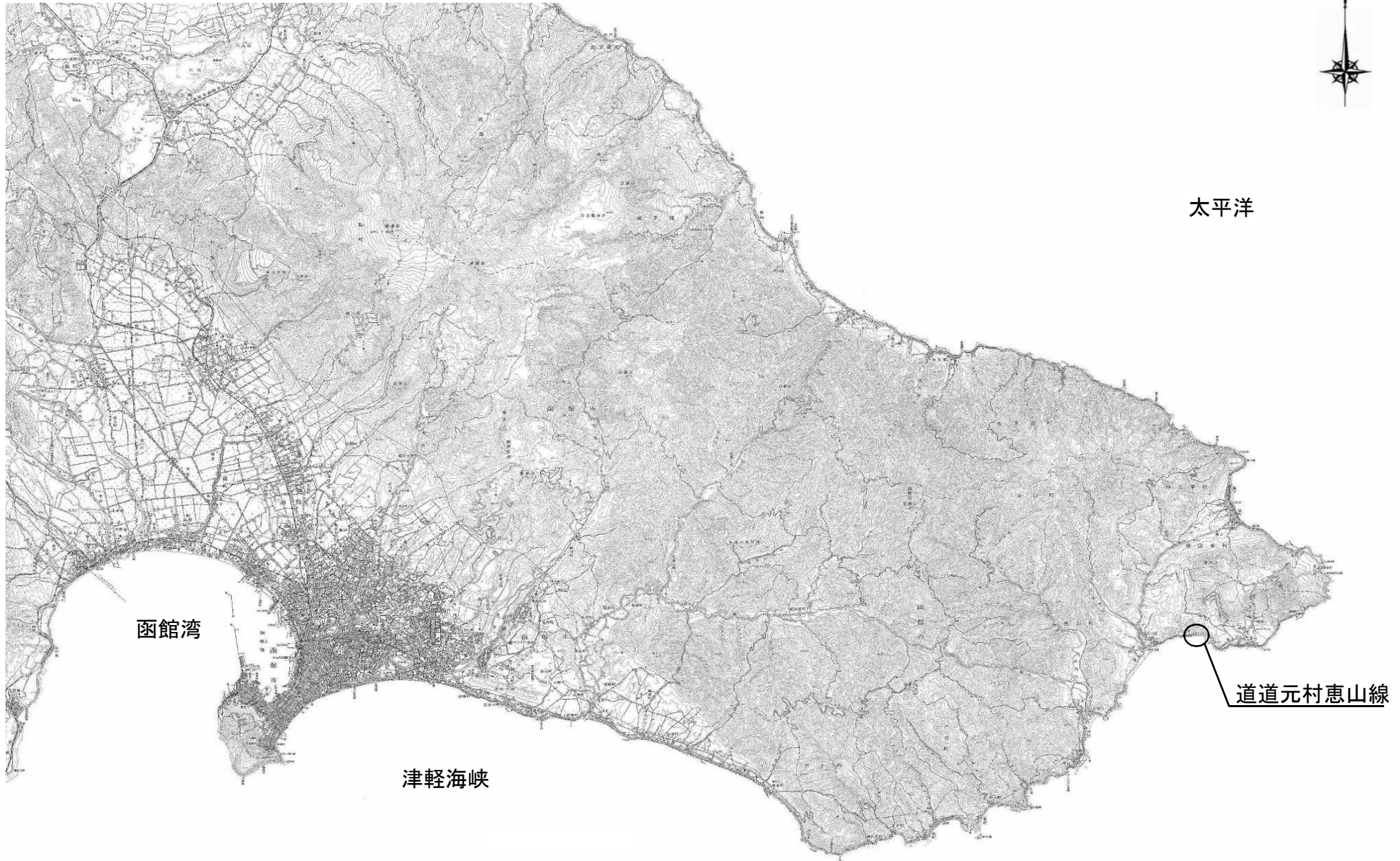
(4) 公共施設の配置及び規模の概要

別添図、利用計画平面図による。

5. 埋立に関する工事の施行に要する期間

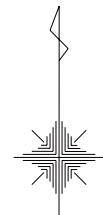
3年3ヶ月間

公有水面埋立区域等位置図



公有水面埋立区域等平面図

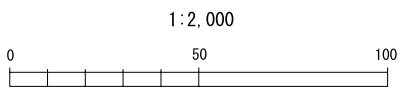
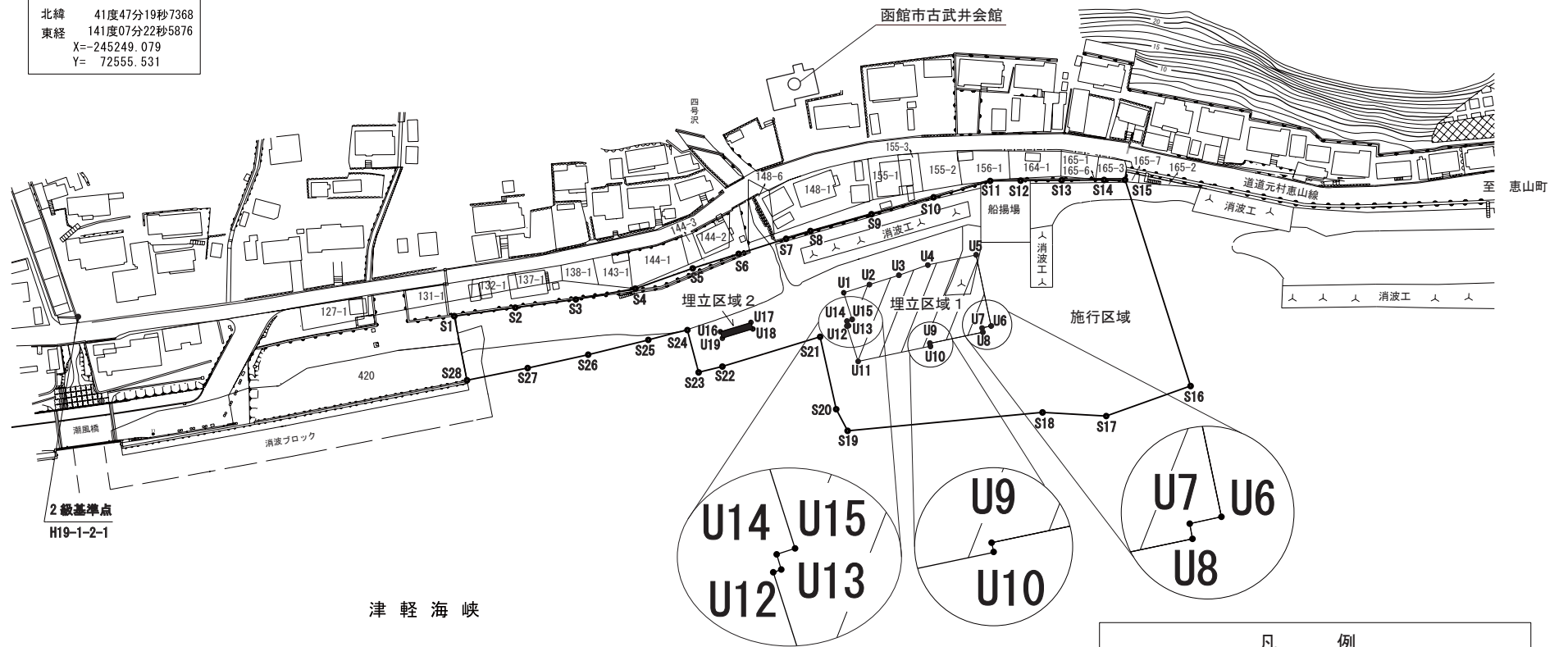
縮尺 1:2,000



世界測地系

埋立区域等の基点	
2級基準点	H19-1-2-1
北緯	41度47分19秒7368
東経	141度07分22秒5876
X=	-245249.079
Y=	72555.531

函館市古武井町



凡 例		
	埋立区域 1	1,077.30 平方メートル
	埋立区域 2	22.66 平方メートル
	合 計	1,099.96 平方メートル
	施行区域	10,727.98 平方メートル